東京工科大学大学院工学研究科
大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準について

〇修士論文

・論文審査体制
　修士論文の審査は、各専攻における大学院担当教員を中心とする審査委員によって行う。修士論文における審査委員は、主査を指導教員以外の者から選出し、主査及び指導教員を含め３名以上とする。
　主査は、修士論文を提出した学生が所属する専攻の教員が務めることとする。副査については、基本的に当該学生が所属する専攻の教員が務めることとするが、必要に応じて本学教員の中から専攻長が認める教員が務めることができる。

・審査の方法
　修士論文の審査を受けるためには、定められた期限までに修士論文を提出する必要がある。また、審査会において、当該論文内容についての発表を行い、主査、副査による審査を行う。

・審査基準・水準
　主査及び副査は、修士論文の審査において、以下の事項を満たしているか判断し、全てを満たす場合、合格と判定する。
１．実学に基づく専門能力
　修士課程を修めるものとして相応しい知識や技術を兼ね備えていること。
２．学術的意義、問題解決力
　先行研究との違いや課題を明確化し、学術的意義のある研究に臨んでいること。
　高い倫理観を持って新規性、独創性のある研究に臨んでいること。
３．分析・評価能力
　実験結果等を統計的手法など適切な方法により、分析を行えていること。また適切に結果を解釈できていること。
４．コミュニケーション能力、論理的な思考力
　修士論文の論理展開が明確であること。
　修士論文審査会において、自身の研究内容について、適切に説明できていること。また、質問を充分に理解し回答できていること。

〇博士論文

・論文審査体制（課程博士）

博士論文の審査は、各専攻における大学院担当教員を中心とする審査委員によって行う。博士論文における審査委員は、主査を指導教員以外の者から選出し、主査及び指導教員を含め５名以上とする。

主査は、博士学位論文審査願提出者が所属する専攻の博士後期課程担当教員が務めることとする。副査については、本学大学院博士後期課程担当の教員が務めることを基本とする。また、必要に応じて本学教員の中から専攻長が認める教員や適当な学識経験者が務めることができる。

・論文審査体制（論文博士）

博士論文の審査は、各専攻における大学院担当教員を中心とする審査委員によって行う。博士論文における審査委員は、主査を含め５名以上とする。

主査は、紹介教員が務めることを基本とする。なお、博士学位論文審査願提出者が、本学大学院の博士後期課程に３年以上在学し、所定の範囲を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であった場合は、在学時の指導教員が主査を務めることができない。副査については、本学大学院博士後期課程担当の教員が務めることを基本とする。また、必要に応じて本学教員の中から専攻長が認める教員や適当な学識経験者が務めることができる。

・審査の方法

審査委員は、博士学位論文審査願提出者から提出された学位論文等を基に予備審査を進める。主査は、この予備審査の結果を論文の受理及び博士学位授与の見込みとあわせて研究科委員会に報告する。研究科委員会はこの報告に基づき学位申請の受理の可否を決定する。

研究科委員会における学位申請受理の決定後、博士学位申請者は博士論文の審査を受けるために、定められた期限までに博士論文等を提出する。

審査委員は、学位論文の審査、最終試験（公開発表会）及び筆答による学力確認の実施（専門２科目と英語）を行い、審査を行う。

・審査基準・水準

審査委員は、博士論文の審査において、以下の事項を満たしているか判断し、全てを満たす場合、合格と判定する。

１．研究者としての自立した研究活動の実施

先行研究との違いや社会的な課題を明確化し、学術的意義、社会的意義が認められる研究であること。

高い倫理観を持って新規性、独創性のある研究に臨んでいること。

博士の学位にふさわしい博士論文の内容であること。

２．高度な創造的研究の企画、推進、成果の発表等が行える能力

先行研究にはない高度で創造的な研究を企画し、推進していること。

これまでの研究成果が、適切な方法で学外に公表されていること。

３．２の基盤となる学識、技術

博士にふさわしい知識や技術を有していること。関連する分野においても広い知識を持ち合わせていること。